

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください

6月28日 武井区長が就任しました

6月7日に行われた港区長選挙におきまして、多くの区民の皆さんのご支持をいただき、引き続き、港区長として、区政運営の重責を担うことになりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染防止策を講じながらの選挙となりましたが、投票率は30.04パーセントとなり、前回より5.79ポイント上昇しました。皆さんのご協力に、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな危機に直面する中、区は、区民の命を守るため、港区医師会と連携した診療体制、保健

所内でのPCR検査の実施など、感染防止体制の強化に取り組んできました。

経済においては、中小企業を対象とした区独自の特別融資あっせん制度の創設や、テナントオーナーに向けた賃料減額分補助など区内産業を支える取組、暮らしにおいては、オンライン化による教育環境の整備、高齢者の買い物支援など、区民の困りごとに寄り添い、日常を支える取組を実施してまいりました。

社会経済活動が再開された今、感染防止を図りながら日常生活を

送る、新たな段階に入りました。

区は、危惧される第2波、第3波に備え、みなと保健所の感染症対策をはじめとした危機管理体制をより一層強化してまいります。また、プレミアム付区内共通商品券の発行支援や、ひとり親家庭の食事支援、障害者の就労支援、キャッシュレス決済のポイント還元を活用した観光需要喚起など、これからの区民生活と経済を支えるための取組を実施してまいります。

テレワークの普及など社会のオンライン化が急速に進む中、行政においても、変化に柔軟に対応し

ていく実行力とスピード感が求められます。区は、地域の強みである区民、企業、全国各地域との連携の力を生かし、新しい日常が定着していく中で形作られる新しい社会をリードし、支援してまいります。

そして、だれもが安心して、自分らしく心豊かに暮らすことのできる、活力溢れるまちを創りあげてまいります。区民の皆さんのご理解とご協力、そして区政への積極的な参加をお願いいたします。



武井雅昭区長の経歴

東京都出身/67歳
 早稲田大学政治経済学部卒
 昭和52年 港区入区
 平成16年 港区長選に初当選
 令和2年 港区長選に第5期当選

港区長選挙の結果について

6月7日、港区長選挙の投票が、区内41カ所の投票所で行われました。今回の選挙には、現職1人、新人4人の合計5人が立候補しました。開票は、投票日当日に港区スポー

ツセンターで行われ、当選者が決定しました。

港区長選挙 確定得票数

当日有権者数 197,277人
 投票者総数 59,254人
 投票率 30.04パーセント

問い合わせ

選挙管理委員会事務局
 ☎3578-2766~9

届出番号	候補者氏名	党派名	得票数	結果
1	きくち 正彦	無所属	5,437票	
2	たけい 雅昭	無所属	36,856票	当選
3	いいだ 佳宏	無所属	7,000票	
4	大滝 実	無所属	5,488票	
5	柏井 シゲタツ	ホリエモン新党	3,297票	

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

日々の生活にお悩みの皆さんへ

～お金、仕事、住宅等、生活に関する相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が苦しい、家賃が払えない、仕事が見つからない、病気で働けない、社会に出るのが怖い等、生活のことでお悩みはありませんか。

一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

自立相談支援 失業等による経済的な問題と合わせて、生活上の悩み、ご家庭の問題、健康上の悩み等のお話を伺います。課題を整理した上で支援プランを作成し、適切な支援機関につなぐ等、自立に向けた取り組みを一緒に行います。

ひとり親家庭支援 ひとり親家庭の仕事探しをお手伝いするとともに、ご家庭の状況に配慮しながら、抱える問題を一緒に解決していきます。

住居確保給付金(事前予約制) 失業等により住居を喪失したり、その恐れがある人に対し、住居確保のための給付金を支給します。

就労支援 就労支援員が仕事探しをお手伝いします。

就労準備支援 仕事に対する不安が大きかったり、人とのコミュニケーションが苦手だったり、すぐに仕事に就くことが難しいと見込まれる人に対し、生活習慣の回復、社会参加

能力の習得、就労意欲喚起を行い、就職活動・就労が可能な状態になるよう支援します。

家計改善支援 家計の収支バランスが取れない人に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行等を行います。

学習相談支援 子どものいる世帯および子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供等を行います。

所在地 麻布地区総合支所2階
開所時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ

港区生活・就労支援センター
 ☎5114-8826 FAX3505-3501

※港区生活・就労支援センターは、港区が設置した、生活にお困りの人の相談を受ける機関です。社会福祉士等、専門的な資格を持った職員が相談を受け付けています。職員が相談者と一緒に問題点を整理し、必要に応じて生活保護をはじめとした他制度につなぐ等、生活改善に向けて支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、支援内容に変更が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まずは電話でご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご留意ください)。

7月5日(日)は東京都知事選挙です 一票で、未来を作ろう投票しよう。自分のために未来のために。

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な皆さんへ 区税の徴収を猶予する 「特例制度」のお知らせ

従来の区税の徴収猶予とは異なり、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の「特例制度」においては、徴収猶予を受けるための担保の提供は不要で、区税の納付が遅れたことによる延滞金もかかりません。

対象となる税金

- 特別区民税・都民税(特別徴収分)の令和2年度6月分～12月分
- 特別区民税・都民税(普通徴収分)の令和2年度第1期～第3期分

対象

- (1)(2)のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者
- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の1カ月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少していること。
- (2)いつか納付することが困難であること。

猶予の期間

それぞれの納期限の翌日から1年間、徴収の猶予を受けることができます。

手続き

徴収の猶予を受けるには、所定の

特例徴収猶予申請書を提出する必要があります。併せて、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

特例徴収猶予申請書は、電話またはファックスで連絡をいただければ郵送します。また、税務課納税促進係(区役所2階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

郵送での申請は、〒105-8511 港区役所税務課納税促進係へ。また、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用したオンライン申請も可能です。

窓口でも申請を受け付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送またはオンライン申請をご利用ください。

提出期限

それぞれの納期限までに申請が必要です。既に納期限を過ぎた税については、個別にご相談ください。

問い合わせ

税務課納税促進係
☎3578-2615～20・2626～33
FAX3578-2634

「特別定額給付金」の申請書を受け付けし、 給付しています

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく、「特別定額給付金」の申請受付および給付をしています。

受給権者

住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

必要書類

- (1)申請者本人確認書類の写し(運転免許証等)
- (2)振込先金融機関口座確認資料の写し(通帳等)

申請受付

郵送による申請

5月25日～8月25日(火・消印有効)
※「特別定額給付金」申請書に同封されている返信用封筒をご利用ください。

インターネットによる申請

5月1日～8月25日(火)

給付時期

区が申請を受理してからおおむね1カ月後

申請書が手元に届いていない人

電話で、再発行依頼についてお問い合わせいただくか、直接、表1の臨時窓口でお申し出ください。

臨時窓口を開設しています

表1の臨時窓口において、お持ちいただいた申請書の内容確認や記入方法の補助を行っています。お持ちいただいた申請書に不備等が無い場合、申請書を受け付けることとしました。

表1 臨時窓口設置場所

地区名	設置場所
芝	港区役所1階福祉売店はなみずき横
麻布	麻布区民協働スペース3階(※)
赤坂	赤坂地区総合支所1階会議室
高輪	高輪地区総合支所4階通路内
芝浦 港南	芝浦港南地区総合支所1階管理課前スペース
芝浦 港南 (台場)	芝浦港南地区総合支所台場分室2階通路内

※麻布地区総合支所とは別の施設です。

開設時間

午前8時30分～午後5時
※土・日曜、祝日を除く。

問い合わせ

港区特別定額給付金コールセンター
☎6730-9401

公務員の港区子育て世帯への 臨時特別給付金申請の受け付けを 開始します

公務員の人のについて

「港区子育て世帯への臨時特別給付金」の申請受け付けを7月1日(水)から開始します。

対象

令和2年3月31日(新高校1年生分については令和2年2月29日)時点で港区に住民票のある公務員で、4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の受給者

※平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれたお子さんがいる受給者が対象です。

※表2の所得限度額を超えている場合は、臨時特別給付金の対象外です。

給付額

1万円(お子さん1人当たり1回のみ)

申請方法

郵送で、10月31日(土・消印有効)までに、所属庁から支給対象であると証明を受けた申請書を〒105-8511 港区役所子ども家庭課子ども給付係へ。

※区が郵送料を負担します。詳しく

表2 扶養親族等の数と所得限度額

扶養親族等の数	所得限度額(円)
0人	622万
1人	660万
1人増すごとに加算	38万

は、左隣の記事をご覧ください。

支給時期

区に申請書が到着した月の翌月末を予定しています。

公務員以外の人へ

港区子育て世帯への臨時特別給付金を6月30日に支給しました。区が5月末に送付したお知らせが届いていない人、6月末の入金が確認できない人は、お問い合わせください。

新規申請が保留中の人や現況届未提出等の人は、受給要件が整えば支給の対象となりますので手続きをしてください。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

子ども家庭課子ども給付係
☎3578-2431

12月31日投函分まで、 郵送申請する際の郵送料を 区が負担します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。

一定期間、郵送料を無料とすることで、窓口の混雑緩和につなげます。

主な対象手続き

- 各種証明書(住民票、戸籍に関する証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求
 - 各種補助金交付申請・実績報告
 - 国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請
 - 融資あっせんに関するもの
- ※以上の4項目以外にも、対象となる場合がありますので、各手続きの担当窓口にお問い合わせください。

手続きの概要

区民等が発送する区宛ての各種手続きに係る郵便物の郵送料は、料金

受取人払の方法によって、区が郵送料を負担します。

港区ホームページに、料金受取人払用の様式を掲載しています。様式を印刷して、封筒に貼付することで、切手を貼らずに区に郵便物を郵送することができます。

実施期間

12月31日(木)投函分まで
詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

二次元コードを読み取ると、港区ホームページの郵送料についてのページをご覧ください。

問い合わせ

企画課区役所改革担当
☎3578-2622

港区広報番組をご覧ください

7月1日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

内容 介護予防運動、特別定額給付金の申請と給付 他

放送期間 7月1日(水)～10日(金)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



を乗り越えていくために

後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、**表1**の減免の対象となる人は、保険料が減額や免除される場合があります。減額される金額等詳しくは、7月中旬発送予定の後期高齢者医療保険料決定通知書に同封されているリーフレットまたは港区ホームページの後期高齢者医療制度(長寿医療制度)のページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料決定通知書がお手元に届いてから、申請前に、電話で、国保年金課高齢者医療係にご連絡ください。申請内容について確認した後、区から申請書と申請用封筒(切手不要)を送付します。申請書は、港区ホームページからダウンロードすることもできます。

※申請受付は、原則郵送です。申請書に記入・押印の上、**表1**の申請書に添付する書類とともに、国保年金課高齢者医療係へ送付してください。各総合支所では受け付けていません。

対象となる保険料 令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限のあるもの

申請受付開始日 7月15日(水)

減免対象条件等 **表1**参照

問い合わせ
国保年金課高齢者医療係 ☎内線2654～9

新型コロナウイルス感染症の影響による休業・離職等による特例貸付を実施しています

(社福)港区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入減等でお困りの人を対象に、「福祉資金緊急小口資金(特例貸付)」および「総合支援資金 生活支援費(特例貸付)」の申請相談を実施しています。

※「福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)」と「総合支援資金 生活支援費(特例貸付)」は同時に貸し付けることができません。

※他都道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする世帯

貸付額 20万円以内

据置期間 1年以内

返済期間 2年以内

貸付利子・連帯保証人 無利子・不要

総合支援資金 生活支援費(特例貸付)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

貸付額

●2人以上世帯:月額20万円以内

●単身世帯:月額15万円以内

貸付期間 原則3カ月以内

据置期間 1年以内

返済期間 10年以内

貸付利子・連帯保証人 無利子・不要

申し込み

郵送による申請 電話で、事前に(社福)港区社会福祉協議会に申請書類をご請求ください。書類等を郵送します。

来所による申請(事前予約制)

電話で、(社福)港区社会福祉協議会にご連絡ください。

※世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または罹患者と濃厚接触した可能性のある人がいる場合は、来所に必ずご連絡ください。

その他

「福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)」のみ、中央労働金庫および一部の郵便局の窓口でも受け付けています。詳しい内容やその他の要件については、(社福)港区社会福祉協議会ホームページ

<http://www.minato-cosw.net> をご覧ください。

問い合わせ
(社福)港区社会福祉協議会生活支援係 ☎6230-0282

担当課 生活福祉調整課自立支援担当

表1 減免対象条件等

対象となる人	保険料	申請書に添付する書類
新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡した世帯の人	免除	死亡診断書の写し等
新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯の人	免除	医師の診断書の写し等
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の 事業収入 給与収入 不動産収入 山林収入 ↓ ↓ ↓ ↓ 上記のいずれかの収入(以下「事業収入等」)が前年の収入と比べて10分の3以上減少する見込みである。 ↓ 前年の合計所得金額が、1000万円以下である。 ↓ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下である。	減額	●令和元年の収入の証明書(例) ●確定申告書の写し ●源泉徴収票の写し ●令和2年の収入の証明書(例) ●給与明細書の写し ●退職証明書の写し ●家賃収入の場合は、減収が確認できる通帳の写し ●事業収入が分かる資料の写し

港区版ふるさと納税制度 ～皆さんの思いを込めて、港区を応援してください～

区は、区民や事業者をはじめとする多くの地域の担い手と力を合わせ、地域の魅力向上や課題解決に取り組んでいます。

皆さんも「港区版ふるさと納税制度」によって地域の担い手の一員となって、区が魅力あふれるまちであり続けるために応援をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症の最前線で働く人への支援や、感染者や感染を疑われる人への支援等、区が行う「新型コロナウイルス感染症への取組」を5月に寄付の活用先に追加しました。

ふるさと納税とは

大切に思うふるさとの自治体を、寄付という形で応援できます。

ふるさと納税により自治体に寄付した金額のうち自己負担額の2000円を除いた全額が、確定申告をすることによって、所得税および個人住民税から控除される仕組みです。

寄付の活用先を選ぶことができます

表2のとおり

表2 寄付の活用先

区の取組を分野別に応援	【追加】新型コロナウイルス感染症への取組
	(1) 産業・地域振興・観光分野
	(2) 防災・生活安全分野
	(3) 保健福祉・健康分野
	(4) 環境分野
	(5) 子育て・教育分野
(6) 街づくり分野	
(7) 区政全般を応援	
(8) みなとパートナーズ基金	
(9) 文化芸術振興基金	
(10) 公益活動団体の支援	

新型コロナウイルス感染症への取組と活用先(1)～(9)の申込方法

インターネット申し込み(クレジットカード決済による納付)

港区ホームページ「港区への寄付のご案内」、または「ふるさとチョイス(港区)」からお申し込みください。

納付書による申し込み

電話またはファックスで、各総合支所管理課管理係(みなとパートナーズ基金および文化芸術振興基金については地域振興課も可)へ。寄付申込書と納付書を郵送します。

窓口での申し込み

各総合支所管理課管理係および台場分室(みなとパートナーズ基金および文化芸術振興基金は地域振興課(区役所3階)窓口も可)でお申し込みください。

活用先(10)の申込方法

納付書による申し込み

電話またはファックスで、企画課企画担当へ。寄付申込書と納付書を郵送します。

「新型コロナウイルス感染症への取組」は、洋服やかばん等による寄付もできます

区は、ふるさとチョイス「断チャリプロジェクト」に参加しています。これまで行ってきたお金による寄付に加え、ふるさとチョイスを通じて洋服やかばん等で寄付ができるようになりました。多くの人の思いを生かし「新型コロナウイルス感染症への取組」を一層推進します。

詳しくは「ふるさとチョイス 断チャリプロジェクト」をご覧ください。

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、それぞれのインターネットページをご覧ください。



港区ホームページの港区版ふるさと納税制度の二次元コード



ふるさとチョイス断チャリプロジェクトの二次元コード

問い合わせ
○港区版ふるさと納税制度全般について 企画課企画担当 ☎3578-2528 FAX3578-2034
○税額控除について 税務課課税係 ☎3578-2605
○窓口・納付書による申し込みについて 各総合支所管理課管理係 ☎欄外参照

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

テイクアウト・デリバリーするなら 地元の商店街で

港区商店街連合会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少している港区商店街連合会に加盟する飲食店を支援するため、テイクアウト・デリバリーを実施している店舗を紹介するリストを

作成し、港区商店街連合会ホームページに掲載しています。

新型コロナウイルス感染症の感染対策である「新しい生活様式」を実践する一歩として、港区商店街連合会加盟飲食店によるテイクアウト・デ

リバリーをぜひご利用ください。
港区商店街連合会テイクアウト・デリバリー店舗リスト

<https://minato-smile.net/minato-takeout-list.html>



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区商店街連合会テイクアウト・デリバリー店舗リストのページをご覧ください。

買い物
するなら
地元の
商店街で

Going shopping?
Visit our local
shopping
streets.

問い合わせ

港区商店街連合会事務局
☎3578-2555
産業振興課産業振興係
☎3578-2556

新型コロナウイルスに有効な消毒液の作り方

家庭用の塩素系漂白剤を水で薄めることで、新型コロナウイルスの消毒に役立つ塩素液(次亜塩素酸ナトリウム溶液)を家庭で作ることができます。家庭や営業施設等のドアノブやトイレ、エレベーターのボタン等の共有部分への消毒に使用できます。濃度0.1パーセントの塩素液を作る場合の原液量は、**表**を参照してください。

塩素液の作り方は、(1)~(3)のとおりです(イラスト参照)。

塩素系漂白剤を使用する際の注意点

- スプレーボトルでの噴霧はしないでください。
- 塩素液を入れた容器には、ラベル

等を貼って誤飲等に注意してください。

- 用途に応じ、製品に記載されている用量に希釈して使用してください。
- 手・指には使用できません。皮膚が荒れてしまいます。

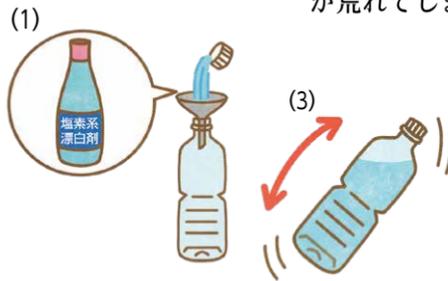


表 濃度0.1パーセントの塩素液を作る場合の原液量

	500ミリリットルペットボトルに入れる量
5パーセント原液の場合	キャップ2杯(10ミリリットル)
6パーセント原液の場合	キャップ2杯弱(9ミリリットル)

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| (1) | ペットボトルのふた2杯(5ミリリットル/キャップ1杯)の塩素系漂白剤を、500ミリリットルのペットボトルに入れる。 |
| (2) | ペットボトルが満杯になるように水を入れる。 |
| (3) | ふたをしてよく振り混ぜる。 |

- 金属部位に使用した場合は、10分程度経過したら水拭きしてください。
- 製品に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使用してください。

問い合わせ

生活衛生課食品安全推進担当
☎6400-0047

新型コロナウイルス感染症等を 予防するための衛生的な手洗い

問い合わせ

保健予防課保健予防係
☎6400-0081

新型コロナウイルス感染症は、感染した人のくしゃみ、つば等の飛沫とともに放出されたウイルスを吸入することで感染します。次のことを心掛けましょう。

手洗い

流水や石けんによる手洗いをこまめに行いましょう。特に外出した後や食事の前、せきをした後、口や鼻、目等を触る前には手洗いを徹底しましょう。アルコール消毒も有効です。

2回手洗いをするとより効果的です

①~⑦を2回、手指の各部分についている汚れをこすり落とすような感覚で丁寧に行いましょう。



港区育児休業代替任期付職員 採用選考のお知らせ

~育児休業を取得する区職員の代替として
私たちと一緒に働きませんか~

現在、区では区職員の育児休業期間を限度として、あらかじめ任期を定めた常勤職員の募集を行っています。勤務条件については、任期が定められていること以外、原則として任期の無い常勤職員と同様です。住民福祉の向上のために一緒に働きましょう。詳しくは、人事課(区役所10階)・各総合支所・台場分室・各

港区立図書館等で配布している他、港区ホームページに掲載の採用選考案内をご覧ください。

採用選考の概要は次のとおりです。

対象

日本国籍を有し、平成14年9月1日までに生まれた人

募集職種

事務

期間

令和2年9月1日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて、おおむね6カ月以上3年未満(任期終了後も再び任期付職員として区で働きたい人は、再度、受験することができます)

勤務時間

原則、午前8時30分~午後5時15分

募集人員

15人程度

選考

第1次試験日

7月31日(金)午後6時30分集合

内容

作文試験

第2次試験日

第1次試験を通過した人にお知らせします。

申し込み

郵送で、採用選考案内の指定用紙に必要事項を明記の上、7月17日(金・必着)までに、〒105-8511 港区役所人事課人事係へ。

※電子申請サービス

<https://www.e-tokyo.lg.jp>

からも申し込みます。

問い合わせ

人事課人事係 ☎3578-2110

港区役所本庁舎内に夜間・休日等に立ち入る場合、手続きが必要です

夜間・休日等に港区役所本庁舎に立ち入る場合、本庁舎1階の宿直室で手続きが必要です。手続きが必要な時間帯は次のとおりです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- 平日:夜間~早朝(午後8時30分~翌日午前7時45分)
- 土・日曜、祝日、年末年始:終日

問い合わせ

契約管財課庁舎管理担当
☎3578-2870



医療費が高額になる場合は事前にお手続きください

国民健康保険の限度額適用 (限度額適用・標準負担額減額) 認定証の申請に関するご案内

～提示することで窓口で支払う額が 自己負担限度額までになります～



国民健康保険に加入している人が、入院等により医療機関の窓口で支払う医療費が高額になる場合は、「限度額適用(限度額適用・標準負担額減額)認定証」を医療機関に提示す

ることにより、同月に同一の医療機関へ支払う金額が自己負担限度額までになります(保険の対象となる医療費に限ります)。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が

減額になります。

70歳以上の一部の所得区分の人は、「限度額適用認定証」は交付されませんが、「保険証」と「高齢受給者証」を提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなります。

詳しくは、**表1-2**をご参照ください。

申請窓口 各総合支所区民課窓口サービス係

申請に必要なもの

- 保険証と本人確認書類(運転免許証等)
- マイナンバーカードまたは通知カード
- 住民税非課税世帯で、過去1年間の入院日数が90日を超えた場合は領収書

※保険料を滞納している人は、納付相談が必要な場合があります。

高額療養費の支給 限度額適用認定証を提示せず、自己負担限度額を超えて医療機関に医療費を支払った場合は、限度額を超えた分を高額療養費として後日支給します。診療月の3~4カ月後に、高額療養費支給申請書を送付します。

限度額適用認定証の更新 毎年8月に更新します。7月末までの認定証をお持ちで、8月以降も引き続き交付対象の人には、7月中旬に更新のお知らせを送付します。交付を希望する人は、同封されている返信用封筒で、申請書を国保年金課給付係へ送付してください。

※区が郵送料を負担します。詳しくは、2面をご覧ください。

問い合わせ

国保年金課給付係 ☎内線2640~2

表1 69歳までの自己負担限度額の一覧

所得区分 (賦課基準額)	自己負担限度額		入院時の食事代 (1食)
	年3回目まで	年4回目以降	
ア 901万円超	25万2600円+(総医療費-84万2000円)×1パーセント	14万100円	460円
イ 600万円超~901万円以下	16万7400円+(総医療費-55万8000円)×1パーセント	9万3000円	
ウ 210万円超~600万円以下	8万100円+(総医療費-26万7000円)×1パーセント	4万4400円	
エ 210万円以下	5万7600円	4万4400円	210円※1
オ 住民税非課税世帯	3万5400円	2万4600円	

※世帯に住民税未申告の人がいると、適用区分は「ア」となります。

表2 70~74歳の自己負担限度額の一覧

所得区分 (課税所得)	負担割合	自己負担限度額			入院時の食事代 (1食)
		個人単位(外来)	世帯単位(外来+入院)年3回目まで	世帯単位(外来+入院)年4回目以降	
現役並みⅢ※2	3割	690万円以上	25万2600円+(総医療費-84万2000円)×1パーセント	14万100円	460円
現役並みⅡ		380万円以上	16万7400円+(総医療費-55万8000円)×1パーセント	9万3000円	
現役並みⅠ		145万円以上	8万100円+(総医療費-26万7000円)×1パーセント	4万4400円	
一般※2	2割	145万円未満	1万8000円 年間限度額14万4000円	5万7600円	4万4400円
区分Ⅱ		住民税非課税世帯※3	8000円	2万4600円	210円※1
区分Ⅰ		住民税非課税世帯※4	8000円	1万5000円	100円

※1 入院91日目から160円。再度申請が必要です。

※2 限度額適用認定証は交付されません。保険証と高齢受給者証を医療機関へ提出することにより、限度額までの支払いとなります。

※3 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外)

※4 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、各人の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

都民住宅(東京都施行型)

入居者募集

主な申込資格 都内に居住していること、自ら居住するための住宅を必要としていること、所得が定められた基準に該当すること等です。

詳しくは募集案内でご確認ください。

※都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料は必要ありません(都営住宅とは基準が異なります)。

※単身者は申し込みできません。

申込書・募集案内の配布期間 7月2日(木)~10日(金)

※土・日曜を除く。

申込書・募集案内の主な配布場所 各総合支所協働推進課・台場分室・指定管理者(株)東急コミュニティー虎ノ門支店

申込期限 郵送で、7月15日(水・必着)までに、募集案内添付の封筒で指定の宛先へ。

抽選日 8月13日(木)午前10時

抽選会場 東京都住宅供給公社4階4B会議室

(渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山)

問い合わせ

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎3498-8894

担当課 住宅課住宅管理係

人も犬もみんなが 気持ちよく暮らすために



人も犬もみんなが気持ちよく暮らすためには、周囲の人への細やかな気配りがとても大切です。

ふんは持ち帰りましょう

区には、犬のふんの放置に関する苦情が寄せられています。ふんの始末は飼い主の責任です。散歩のときはふんを持ち帰る袋、ペットシート、水を用意しましょう。飼い犬がふんをしたらきちんと拾って自宅に持ち帰ってください。散歩中のおしっこは、ペットシートで吸い取る、水できれいに洗い流す等、周囲の環境保全に努めましょう。

外出時は犬のリードを短く持ちましょう

飼い犬の安全を守るためや周囲の人に迷惑をかけないためにも、外出時は必ず犬をリードでつなぎ、放さないようにしてください。リードは短く持って散歩しましょう。長さを変えられるタイプのリードは短い状態でロックをかけておいてください。

こんなときは届け出を

狂犬病予防法等により、次の場合は、各総合支所区民課保健福祉係へ届け出が必要です(手数料は現金のみの取り扱いです)。

- 犬を飼い始めた時(登録手数料3000円。犬鑑札を交付します。)

- 狂犬病予防注射を受けたとき(注射済票交付手数料550円)



犬鑑札 (縦3×横3センチメートル)



注射済票 (縦1.5×横3センチメートル)

- 区に転入したときや犬を譲り受けたとき※前住所地の犬鑑札がない場合、鑑札再交付手数料(1600円)がかかります。
- 区内で転居したとき
- 飼い犬が死亡したとき
- 飼い犬がかむ、ひっかく等人にけがを負わせたとき

問い合わせ

○犬の登録、各種届出について
各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照

○地域におけるマナーに関する相談
各総合支所協働推進課協働推進係 ☎欄外参照

○その他の相談
生活衛生課生活衛生相談係 ☎6400-0043

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分~午後5時の受け付けとなります。

子育て・子ども 関連情報

禁煙外来について

たばこをなかなかやめられないのは、ニコチンによる依存状態にあることが原因です。禁煙外来では、ニコチンを含まない飲み薬等を使うことで、たばこを吸いたくなる気持ちを抑え、我慢せずに禁煙に取り組めるようになります。標準的な治療では、3カ月の間に、初診を含め5回の通院が必要です。公的医療保険の適用でかかる医療費の自己負担額の目安は、約1万3000円～2万円です。一定の条件を満たせば、健康保険を利用して禁煙治療を受けることができます。

保険適用となる条件

- (1) 直ちに禁煙しようと考えていること
- (2) ニコチン依存症のスクリーニングテストが5点以上であること
- (3) 35歳以上の場合、プリンクマン指数(1日喫煙本数×喫煙年数)が200以上であること
- (4) 禁煙治療を受けることを文書により同意していること
- (5) 保険での禁煙治療を受けたことのある人は、前回の禁煙治療の初回診療日から1年経過していること

出典:禁煙治療のための標準手順書第7版より

禁煙外来の費用を助成します

区では、子どもおよび妊婦の受動喫煙を防止し、区民自身の健康づくりを支援するため、禁煙外来で保険が適用される禁煙治療を受け、所定の治療を全て完了または

治療を途中で終了した人に、治療費の一部を助成しています。

対象者

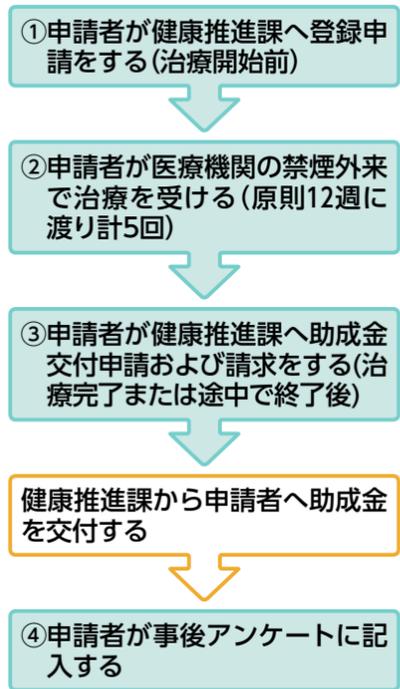
20歳以上の区民で、18歳未満の子どももしくは妊婦と同居している人および妊婦本人

助成金額

1万円
 ※自己負担額が1万円未満の場合は、自己負担額(100円未満を切り捨てた額)を助成します。
 ※助成対象者1人につき1回限り。

申請の流れ

申請者は①～④の手続きが必要です。



禁煙外来治療費の一部を助成します

～子育て中の働き盛り世代の禁煙を応援します～

申請方法

申請書に必要事項を明記し、必要書類(表1・2参照)を添付の上、郵送または直接、〒108-8315 みなと保健所健康推進課健康づくり係へ。

郵送料を区が負担することもできます。詳しくは2面をご覧ください。

その他の禁煙支援

禁煙支援薬局

港区禁煙支援薬局(区内75薬局)では、禁煙相談が無料で受けられます(禁煙補助剤の購入は実費)。港区禁煙支援薬局は、港区ホーム

ページに掲載しています。

禁煙相談

みなと保健所では、喫煙者やその家族を対象に、禁煙相談員による禁煙相談を実施しています(原則、毎月第2水曜の午前。予約制)。

禁煙外来マップ

区内の禁煙外来実施医療機関や区の禁煙支援情報を掲載しています。港区ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせ
 健康推進課健康づくり係
 ☎6400-0083

表1 禁煙治療開始前の必要書類

必要書類	注意事項等
港区禁煙外来治療費助成金交付登録申請書	みなと保健所で配布しています。港区ホームページからダウンロードもできます。 ※禁煙治療開始前に提出してください。

表2 禁煙外来治療費助成金申請時の必要書類

必要書類	注意事項等
港区禁煙外来治療費助成金交付申請書	みなと保健所で配布しています。港区ホームページからダウンロードもできます。
禁煙外来に要した医療費および薬剤費の領収書、明細書	領収書および明細書の原本をご提出ください(返却を希望する場合は、その旨お知らせください)。
妊娠していることを証明する書類(母子手帳の写し(コピー))	妊婦本人または妊婦と同居している場合のみ必要です。
申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等の写し)	・持参の場合:窓口で提示してください。 ・郵送の場合:本人確認書類の写しを①～③の他に同封してください。

障害者 関連情報

区では、12月3～9日の障害者週間に「障害者週間記念事業～ともに生きるみんなの集い～」を開催する予定です。その事業で使用する周知ポスターの原画を募集します。

障害の有無に関わらず、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向けて、東京2020

障害者支援ホーム南麻布短期入所利用の受け付けを開始します

障害者が地域で暮らすための障害者支援施設として、区は、3月1日に区立障害者支援ホーム南麻布(入所施設)を開設しました。新型コロナウイルス感染症の影響で、短期入所の利用開始を延期していました。このたび、8・9月の2カ月分の利用の受け付けを開始します。今後は、利用日を含む月の2カ月前の平日の初日から受け付けを開始します。詳しくは、障害者支援ホーム南麻布へお問い合わせください。

オリンピック・パラリンピック競技大会をテーマとしたポスターを描いてみませんか。

対象

区内在住・在勤・在学者

作品規格

四つ切画用紙またはB3判、A3

☑ 障害者支援区分1以上で、身体または知的障害がある人※短期入所事業の利用には、「障害福祉サービス受給者証」が必要です。

利用期間 支給決定された日数(障害福祉サービス受給者証に記載)

利用料金 (1)食費(実費相当額)(2)利用料(障害者支援区分によって異なります)

☑ 4人

☎ 電話で、7月6日(月)から、障害者支援ホーム南麻布(受付時間:平日午前9時～午後4時)へ。

☎6455-7797 FAX6455-7798

☎ 障害者福祉課障害者施設係 ☎3578-2694 FAX 3578-2678

「第39回障害者週間記念事業」

のポスター原画を募集します

判画用紙。文字を入れることができます。

応募作品は、未発表のものに限り1点です。作品は、後日返却します。

表彰

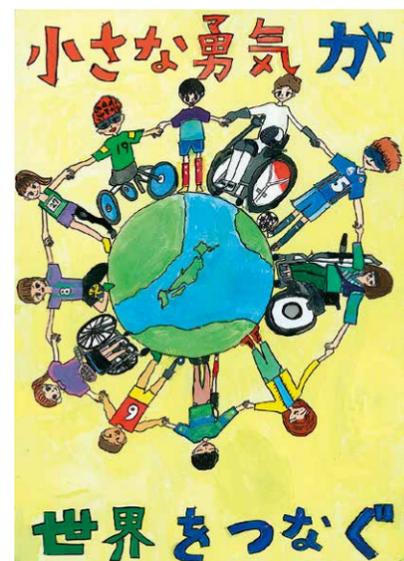
最優秀賞・優秀賞・佳作を選定し、賞状および記念品(図書カード 最優秀賞5000円、優秀賞3000円、佳作2000円)を贈呈します。応募作品は、区役所1階ロビー等に展示します。

※入賞者の氏名・所属を港区ホームページに掲載する予定です。

※最優秀賞・優秀賞の作品は、障害者福祉課が発行する冊子の「令和3年度版障害者のためのサービス一覧」の表紙等に使用します。また、芝地区の地域事業として配電用地上機器(トランスボックス)に掲出します。

応募方法

郵送または直接、作品の裏側に住所・氏名(ふりがな)・電話番号・学校名・学年または勤務先を



令和元年度の最優秀賞作品
 芝浦小学校 松浦 沙世さん

明記の上、9月4日(金)までに、〒105-8511 港区役所障害者福祉課障害者福祉係(区役所2階)へ。

問い合わせ
 障害者福祉課障害者福祉係
 ☎3578-2670 FAX3578-2678

「広報みなと」の自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

凡例 対家 時 所 内容 定員 募集人員 申し込み 問い合わせ 選考方法 担当課

子育てひろば「あい・ぽーと」

港区子育て支援員研修受講者募集



あなたの力を地域の子育てに

近年、育児疲れや育児不安に悩む親が増えています。子育ては親や家庭だけでできるものではなく、地域の皆さんで支えることが大切です。

区では、平成28年度から「港区子育て支援員研修」を行っています。研修は、厚生労働省が示す研修科目を基本に、区の実情に合わせた科目・内容を加えて、より一層充実した内容としており、区は、研修修了者を全国で通用する「子育て支援員」として認定しています。

子育て支援員の活動には、子育て世帯から感謝の声がたくさん寄せられています。

せられています。子育てや職場での豊かな経験を生かし、地域の子育て力向上に力を貸したいと考えている人の参加をお待ちしています。
研修修了後の主な活動 研修修了者は、区内の「一時預かり事業」「港区派遣型一時保育事業」や「育児サポートむすび事業」等の支援者として、地域に密着した子育て支援活動(活動費は有償)に従事できるようになります。

子育て支援員へのサポート

- 活動(有償)紹介と月1回以上のバックアップ研修の開催
- 保育士資格取得のためのバックアップ講座の開催

募集内容

受講対象者 原則、区内在住・在勤・在学者で、「子育て支援員」に認定された後、区内で地域の活動ができる18歳以上の人

受講期間 9月4日(金)～12月4日(金)

※状況に応じて、対面またはオンラインで実施します。

費用 無料(消防実習費のみ実費負担)

定員 40人(申込順)

講師(予定)

大日向 雅美氏(「あい・ぽーと」施設長:発達心理学)、榊原 洋一氏(お茶の水女子大学名誉教授:小

子育て・関連情報



児医学)、汐見 稔幸氏(東京大学名誉教授:教育学)他

申し込み 郵送で、申込用紙に必要事項を明記の上、8月17日(月・必着)までに、〒107-0062南青山2-25-1 子育てひろば「あい・ぽーと」へ。

※申し込み用紙は、「あい・ぽーと」ホームページ

<https://www.ai-port.jp>

からダウンロードもできます。

問い合わせ

子育てひろば「あい・ぽーと」(受付時間:月～土曜午前10時～午後5時)

☎5786-3250 FAX5786-3256

7月の乳幼児健診

3歳児健康診査を7月から再開します。該当者には通知しています。

☑3歳児健康診査(平成29年6月生まれの人)

持ち物 母子健康手帳、バスタオル等

☎電話で、開催日の1週間前までに、健康推進課地域保健係(受付時間:午前9時～午後5時)へ。

☎6400-0084

※転入した人は、ご相談ください。

☎健康推進課地域保健係

☎6400-0084 FAX3455-4460

特別な支援を必要とするお子さんの就学相談を行っています

障害のあるお子さん、育ちのなかで気になる様子や行動が見られるお子さんの小・中学校への就学・進学に関する相談を受け付けています。

就学相談では、発達検査、行動観察、学校見学・体験等を行いながら、どのような教育環境や教育内容・方法が望ましいかを保護者と相談員と一緒に考え、話し合っています。

☑令和3年4月に小・中学校入学予定の幼児・児童の保護者

☎教育人事企画課特別支援教育担当

☎5422-1543

熱中症に注意しましょう

熱中症は、梅雨明けの体が暑さに慣れていない時期から、7～8月にかけて増加します。

今夏は十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防も心掛ける必要があります。マスクの着用時や室内の過ごし方に注意しましょう。熱中症を防ぐためのポイントについて、広報みなと6月11日号8面に掲載していますので、併せてご覧ください。

症状と対策(☑参照)

熱中症は急激に症状が進みます。自力で水分が取れないときや症状が改善しないときは、すぐに医療機関を受診しましょう。自力で医療機関に行けない場合は、ためらわずに救急車を呼びましょう(救急車を呼ぶか迷うときは、電話で、「#7119」の救急相談センターへ)。

熱中症予防リーフレット

区内の区有施設、みなと保健所で

はリーフレット「熱中症に注意しましょう!」を無料で配布しています。

リーフレットは港区ホームページからダウンロードもできます。

熱中症予防情報サイト(環境省)

暑さ指数(WBGT)の予測値、個人向けのメール配信サービス等、熱中症予防に役立つ情報が掲載されています(情報提供は10月30日(金)まで)。
<https://www.wbgt.env.go.jp/>

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、環境省のサイトをご覧いただけます。



携帯電話用
二次元コード



スマートフォン用
二次元コード

問い合わせ

健康推進課健康づくり係

☎6400-0083

包括外部監査のテーマが決まりました

包括外部監査は、公認会計士や弁護士等の資格を持つ外部の専門家が、区の仕事について自ら特定のテーマを決めて、財務や会計を中心に監査を行うものです。区では、区政の透明性・効率性を高めるため、平成13年度から導入しています。

令和2年度のテーマは、「環境に関する事業の財務事務の執行について」です。

区では、令和元年9月に人口が26万人を超え、今後も全ての世代で増加が続く見込みです。また昼間人口も94万人をこえ、さまざまな企業が集積して社会経済活動が営まれ、環境への負荷が懸念されています。

国際社会では、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、気候変動や生物多様性等環境分野に関わる多くの目標が設定される等、環境への関心が高まっています。

区は、平成30年3月に「港区環境基本計画」の見直しを行い、区民・事

業者等との協働に加えて、全国各地域との連携も一層進めながら、先進的な環境施策を展開しています。また、環境美化の取り組みに対する区民の関心も高く、住む人、働く人、訪れる人が快適に過ごせる環境の実現に向けて取り組んでいます。

このような状況を踏まえ、環境に関する事業の財務事務の執行について、経済性・効率性・効果性等を監査します。

包括外部監査人と補助者(敬称略)

包括外部監査人

公認会計士 谷川 淳

補助者

- 公認会計士 加藤 聡
- 公認会計士 木田 彰
- 公認会計士 木下 哲
- 公認会計士 宮本 和之
- 公認会計士 森田 清人
- 公認会計士 柳原 匠巳

問い合わせ

企画課企画担当 ☎3578-2094

☑熱中症の症状と対策



出典:「熱中症環境保健マニュアル2018」(環境省) <https://www.wbgt.env.go.jp/>を加工しています。

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています



後期高齢者医療制度のご案内



保険証の大きさがカードサイズに変更になります

保険証の一斉更新に伴い、新しいカードサイズの保険証を交付します。新しい保険証は、オレンジ色で、有効期限は令和4年7月31日です。令和2年8月1日(土)からは、医療機関窓口で新しいカードサイズの保険証を必ずご提示ください(写真1参照)。

令和2年度は後期高齢者医療被保険者証の一斉更新があります

現在お使いの被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日(金)です。

令和2年8月1日(土)以降にお使いいただく被保険者証については、7月上旬に簡易書留でお送りします。現在お使いの保険証(写真2参照)は、8月1日以降に破棄してください(表1参照)。

医療機関にかかるときは、被保険者証を提示することにより、保険診療分について医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます(表2参照)。

負担割合が3割の人でも収入額によって、申請すると負担割合が1割になる場合があります(基準収入額適用申請)

住民税の課税所得が145万円以上の被保険者は、負担割合が3割です。

ただし、課税所得が145万円以上の被保険者で次に該当する場合は、申請すると負担割合が1割になります(図参照)。

被保険者が1人の世帯

- 前年の収入が383万円未満
- 前年の収入が383万円以上で同一世帯の70～74歳の人の収入を合算して520万円未満

被保険者が2人以上の世帯

被保険者の前年の収入合計が520万円未満

※収入とは、必要経費を引く前の金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く)です。

後期高齢者医療制度加入者で、基準収入額適用申請により負担割合が変更になると思われる人には、あらかじめ申請書類をお送りしています。

医療機関等での支払金額が軽減される制度があります

後期高齢者医療制度に加入している人が、医療機関の窓口で支払う医療費が高額になる場合は、「限度額適用(限度額適用・標準負担額減額)認定証」を提示することにより、自己負担限度額までの支払いになります(保険給付対象外のものを含みません)。

住民税課税世帯の人

課税所得が145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。保険証と「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

住民税非課税世帯の人

申請により、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。保険証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、

窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、療養病床以外への入院時の食費(標準負担額減額)も減額されます。

「限度額適用(限度額適用・標準負担額減額)認定証」の交付を希望するとき

「限度額適用(限度額適用・標準負担額減額)認定証」の交付を希望する人は、各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)で申請してください。

なお、過去に一度でも「限度額適用(限度額適用・標準負担額減額)認定証」の交付を受けたことがある人は新しい「限度額適用(限度額適用・標準負担額減額)認定証」を7月中旬にお送りします。

表1 新被保険者証と旧被保険者証の比較

	新	旧 (返却の必要はありません。)
有効期限	令和4年7月31日	令和2年7月31日
色	オレンジ色	青竹色
大きさ	カードサイズ	パスポートサイズ



写真1 新被保険者証
縦5.4×横8.6センチメートル

問い合わせ
国保年金課高齢者医療係
☎内線2654～9



写真2 旧被保険者証
縦12.8×横9.1センチメートル

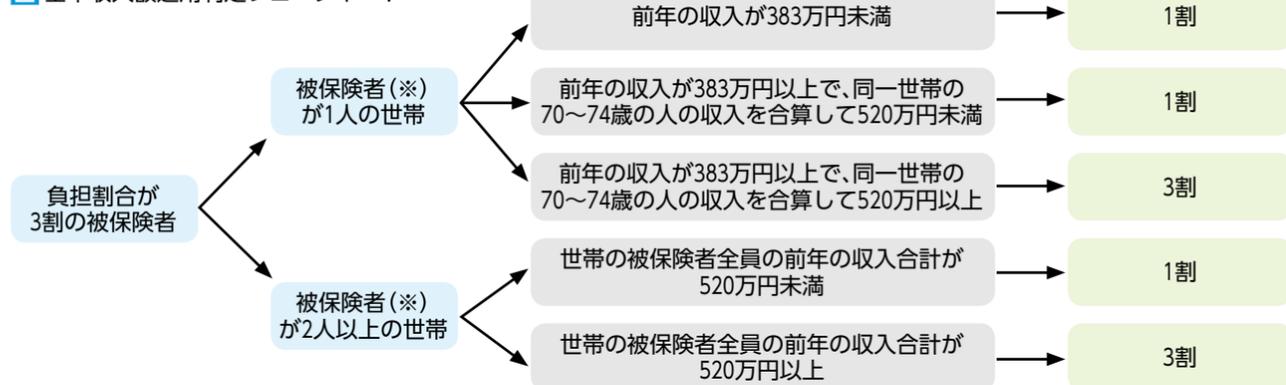
表2 医療費の自己負担割合(1カ月の自己負担限度額と療養病床以外への入院時の食費)

所得区分	負担割合	外来(個人ごと)の限度額	外来+入院(世帯ごと)の限度額	入院時の食費(標準負担額)
現役並み所得Ⅲ(課税所得690万円以上)	3割	25万2600円+(10割分の医療費-84万2000円)×1パーセント(14万100円(※1))	5万7600円(4万4400円(※1))	1食 460円(一部例外あり)
現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)		16万7400円+(10割分の医療費-55万8000円)×1パーセント(9万3000円(※1))		
現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)		8万100円+(10割分の医療費-26万7000円)×1パーセント(4万4400円(※1))		
一般	1割	1万8000円(年間上限14万4000円(※2))	2万4600円	1食 210円(過去12カ月の入院日数が90日を超えると160円。再度申請が必要です)
区分Ⅱ(住民税非課税世帯の人)		8000円		
区分Ⅰ(住民税非課税世帯であり世帯全員の年金収入が80万円以下で、他の所得がない人。または老齢福祉年金受給者)		1万5000円		

(昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は、賦課のもととなる所得金額の合計が210万円以下であれば、所得区分は「一般」になります)。

※1 過去12カ月に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から適用になる限度額です。
※2 計算期間は、8月から翌年7月までを1年として計算します。

図 基準収入額適用判定フローチャート



※65歳以上の人で一定の障害がある、障害認定を受けた後期高齢者医療制度の被保険者を含む。

令和2年度介護保険負担割合証を送付します

要介護・要支援認定を受けている人および介護予防・生活支援サービス事業対象者に、介護サービスを利用するときに介護サービス事業者を支払う負担割合を記載した介護保険負担割合証を発送します。

介護保険負担割合証は黄色の証で、ピンク色の封筒に入れて発送します。

発送予定日 7月20日(月)

☎介護保険課介護給付係
☎3578-2876～80
高齢者支援課介護予防推進係
☎3578-2930

はり・マッサージサービス

☎65歳以上の区民
☎8月4・5日(火・水)
☎神明いきいきプラザ
☎60人(申込順)
費用 1000円(利用料)
☎電話で、7月10日(金)午後5時までに、神明いきいきプラザへ。
☎3436-2500

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

凡例 ☎:対象 ☎:とき ☎:ところ ☎:内容 ☎:定員・募集人員 ☎:申し込み ☎:問い合わせ ☎:選考方法 ☎:担当課

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

後期高齢者医療制度の 保険料決定通知書等をお送りします

令和2年度の保険料の通知書を、7月14日(火)ごろに送付します。

対象

75歳以上の人(生活保護受給者等は除く)、65～74歳の人で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人

保険料の計算について

令和2年度の保険料は、令和元年中の所得を基に算定されます(図1参照)。

保険料の軽減

所得が低い人の軽減

所得が低い人は、世帯主と被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます(表1・2参照)。税申告等の内容に基づいて軽減されますので、軽減申請は必要ありません。ただし、所得の無かった人も住民

税の申告が必要です。

被用者保険の被扶養者の軽減

被用者保険(社会保険等)の被扶養者(国保、国保組合は除く)が、後期高齢者医療制度に加入した場合は、制度加入から2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減となり、所得割額はかかりません。被用者保険の保険者(協会けんぽ、健保組合、共済組合等)からの届け出に基づいて均等割額が軽減されますので、被保険者本人の軽減申請は必要ありません。

保険料の納め方

特別徴収

年金からの天引きで納めます。一定の要件により該当しない人もいます。その場合は、納付書や口座振替等の普通徴収で納めます。

図1 保険料の計算方法

$$\text{保険料 (限度額64万円)} = \text{均等割額 (4万4100円)} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額} \times 8.72\text{パーセント)}$$

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表1 保険料(均等割額)の軽減

総所得金額等が次の基準を超えない世帯	均等割額の軽減割合
基礎控除額(33万円)以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	7割
基礎控除額(33万円)以下で7割軽減の基準に該当しない	7.75割
基礎控除額(33万円) + (28.5万円×被保険者の数)以下	5割
基礎控除額(33万円) + (52万円×被保険者の数)以下	2割

表2 保険料(所得割額)の軽減

賦課のもととなる所得金額	所得割額の軽減割合
15万円以下	50パーセント
20万円以下	25パーセント

普通徴収

納付書や口座振替等で納めます。納付書は年2回に分けて送付します(11月期～3月期分は11月ごろに送付します)(図2参照)。

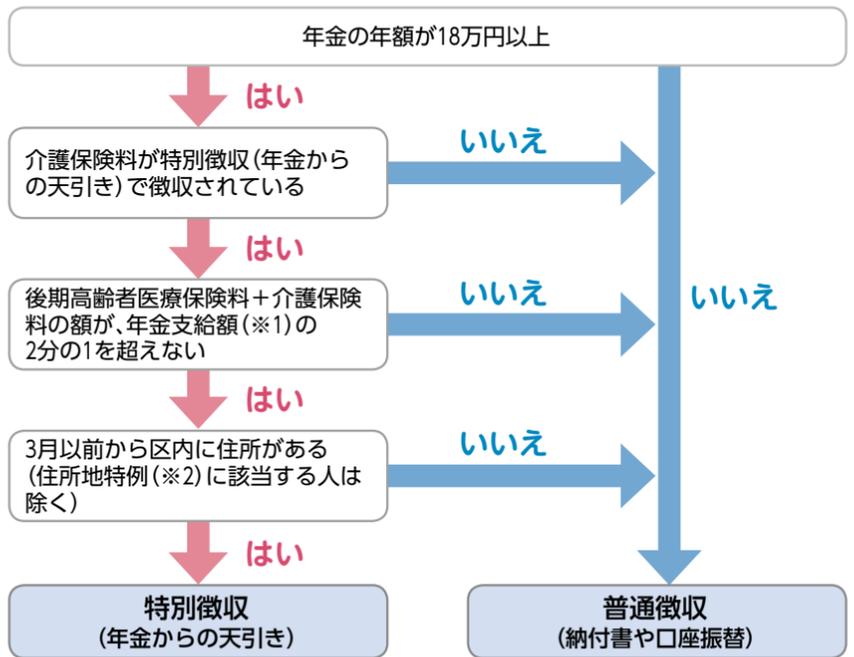
特別徴収は口座振替に変更できます

今回送付する通知の保険料の納付方法が特別徴収の場合は、希望により、10月以降の納付方法を口座振替に変更することができます。

希望する人は、申出書に必要事項を明記の上、7月31日(金)までに、国保年金課高齢者医療係(区役所3階)または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所のみ相談担当)に直接お持ちいただくか、国保年金課高齢者医療係(区役所3階)へ郵送してください。

申出書は、最寄りの総合支所区民課窓口サービス係または国保年金課高齢者医療係(区役所3階)で

図2 保険料の納め方



※1 年金支給額…複数の年金を受給している場合はひとつの種類の年金(老齢基礎年金等)で判定します。
 ※2 住所地特例…都外の介護保険施設等に入所した場合でも引き続き区の被保険者になる特例措置です。

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

お渡しします。郵送希望の人は国保年金課へご連絡ください。

7月31日(金)を過ぎてから届け出た場合は、12月以降の年金から保険料の天引きが中止されます。

※引き落とし口座の登録がない場合は、申出書の他、口座振替の手続きが別途必要です。該当の人には、後日、口座振替依頼書をお送りします。

※区が郵送料を負担することもできます。詳しくは、2面をご覧ください。

送付先・問い合わせ

〒105-8511 港区役所国保年金課高齢者医療係
 ☎内線2654～9

国民健康保険高齢受給者証を更新します

新しい高齢受給者証をお送りします

国民健康保険(国保)に加入している70～74歳の人に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」をお送りします。

お送りする新しい高齢受給者証は、8月1日(土)からお使いください。

一部負担金の割合について

医療機関受診時に支払う一部負担金の割合は、令和2年度住民税の課税所得に応じて、2割または3割となります。お送りする高齢受給者証をご確認ください。

医療機関にかかるときは、必ず国民健康保険証と高齢受給者証を合わせて窓口で提示してください。

一部負担金の割合の判定について

令和2年度住民税の課税所得に応じて判定しています。

本人および同じ世帯に、70～74

歳の国民健康保険被保険者で、住民税の課税所得が145万円以上の人がある場合には、一部負担金の割合は3割になります。

課税所得が145万円以上でも、70～74歳の国民健康保険被保険者がいる世帯のうち、70～74歳の国民健康保険被保険者の賦課のもととなる所得金額(※)の合計額が210万円以下の場合には、一部負担金の割合は2割になります(申請不要)。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額33万円を差し引いた額です(雑損失の繰越控除は行いません)。

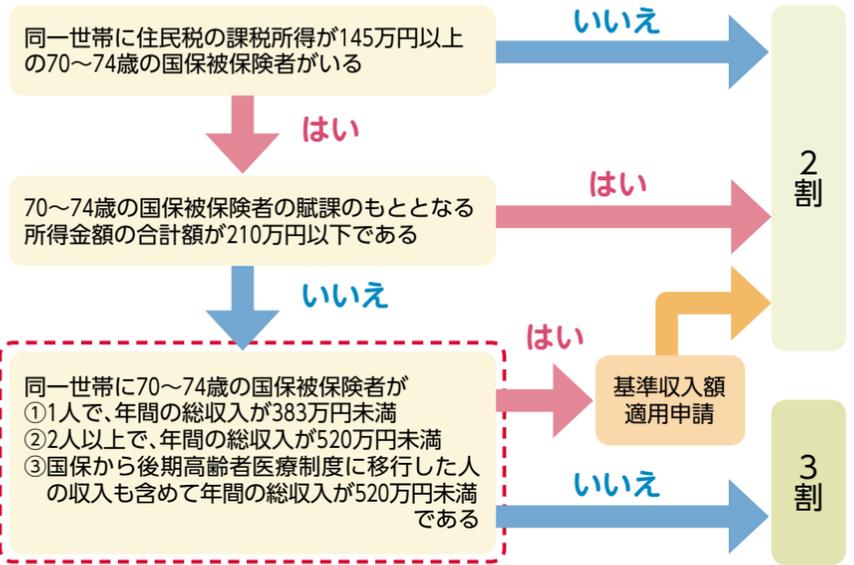
一部負担金の割合が3割の人へ

図3の(□)に該当する場合には、申請により2割になる場合があります。

申請について

図3の(□)の中に該当する人は、申請の際に、収入を証明するもの(確定申告書の控え等)、国民健康保険証、高齢受給者証、印鑑およびマイナンバーカードまたは

図3 負担割合の判定方法



問い合わせ

国保年金課資格保険料係
 ☎内線2643～5

通知カードをお持ちになり、お近くの各総合支所または国保年金課(区役所3階)で申請してください。

一部負担金の割合が変更となった場合、翌月1日から2割の適用となります。

みなと おしらせボード



凡例

対 対象
内 内容
問 問い合わせ

時 とき
人 定員・募集人員
選 選考方法

所 ところ
申 申し込み
担 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。※費用の表記がないものは、全て無料です。

健康

胃・大腸がん検診(予約制)

対 35歳以上の区民
時 8月3日(月)~31日(月)
検診受付時間 午前8時30分~9時30分
所 ところとからだの元氣プラザ(千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング)
人 20人(申込順)
申 電話で、7月1日(水)から、健康推進課健康づくり係へ。
☎6400-0083

両立支援個別相談

対 がん患者およびその家族、企業の人事労務担当者等
時 8月6日(木)午後6時~7時、午後7時~8時
人 各時間1組(申込順)

アピランス(外見)ケア個別相談

対 がん患者およびその家族
時 8月4・25日(火)午後2時30分~3時、午後3時~3時30分
人 各時間1組(申込順)

栄養セミナー「豆苗に含まれる栄養素をご存じですか？」

対 どなたでも
時 8月15日(土)午前10時30分~11時30分
人 10人(申込順)
費用 300円

印の共通事項

所 がん在宅緩和ケア支援センター
申 電話またはファックスで、各開催日の前日までに、開催日時・氏名・連絡先(電話)・参加人数を、がん在宅緩和ケア支援センターへ。
※詳しくはがん在宅緩和ケア支援センターホームページ
<https://www.minato-hpccsc.jp/>
☎6450-3421 FAX6450-3583

講座・催し物

令和2年度港区文化プログラム連携事業「都市のカルチュラル・ナラティブ~オンラインで地域文化資源を発見しよう~」

自宅からさまざまな地域文化資源を発見し学ぶことができるインターネットを活用した催し物です。
対 スマートフォンやパソコンを活用し、オンライン参加が可能な方
時 (1)7月13日(月)午後3時~4時30分 (2)7月18日(土)午後1時~4時
問 (1)水をテーマとする現代美術展覧会「河口龍夫 鯉呼吸する視線」のアーティストトーク中継(質疑応答あり)(2)人間国宝の仕事・海のミュージアム・食文化をテーマにするドキュメンタリー映像の上映
申 LINEのアカウント「カルナラ」を「友だち追加」してください。詳しくは、慶應義塾大学アート・センターホームページ
<http://art-c.keio.ac.jp/~artefact> をご覧ください。
問 慶應義塾大学アート・センター
☎5427-1621
メール cunary@art-c.keio.ac.jp
地域振興課文化芸術振興係
☎3578-2538

分譲マンションセミナーおよび意見交換会

テーマ「一緒に考えよう マンション大規模修繕」
対 区内分譲マンションの在住者または区分所有者
時 7月18日(土)午後2時~4時30分
所 区役所9階会議室
人 50人(会場先着順)※保育あり(1歳~就学前、4人程度。電話で7月9日(木)までに、住宅課住宅支援係へ)
申 当日直接会場へ。
問 住宅課住宅支援係 ☎3578-2224

区長エッセイ 毎月1日配信
メールマガジン きらっと★
きらっと 検索

企業向け講座「多様性を活かす元氣な会社をつくろう~職場における『SOGIハラ』防止対策~」

対 企業経営者、管理職、人事・総務・ダイバーシティ推進担当者またはテーマに関心のある人
時 7月29日(水)午後3時~5時
所 男女平等参画センターリーブラホール(みなとパーク芝浦1階)
人 30人(申込順)
申 電話またはファックスで男女平等参画センターへ。男女平等参画センターホームページからも申し込みます。詳しくは、男女平等参画センターホームページ
<https://www.minatolibra.jp/> をご覧ください。
☎3456-4149 FAX3456-1254

お知らせ

住居表示板を取り付けます

区が委託をした業者が、住居表示板の状態を調査し、住居表示板が破損している建物や取り付けられていない建物等に新しい住居表示板の取り付けを勧奨します。
実施区域 新橋1~6丁目、浜松町1・2丁目、芝大門1・2丁目
実施予定期間 令和3年2月28日(日)まで
問 芝地区総合支所区民課窓口調整係 ☎3578-3151・2

都市計画原案の縦覧、公述申出の受付および公聴会の開催

都市計画原案の縦覧
計画原案の名称 (1)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(2)都市再開発の方針
対象区域 東京都市計画区域
時 7月1日(水)~15日(水)
所 東京都都市計画課(都庁第二本庁舎12階)および港区都市計画課(区役所6階)
公述申出の受付
対 区域内に在住または計画案に利害関係がある人※1人10分以内
申 郵送または直接、7月15日(水・必着)までに、申出書に必要事項を

明記の上、〒163-8001 東京都都市整備局都市計画課(都庁第二本庁舎12階)へ。申出書は東京都都市整備局ホームページ
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/> からダウンロードできます。※港区都市計画課(区役所6階)でも配布しています。

公聴会の開催
時 (1)8月20日(木)午後7時(2)8月21日(金)午後2時(3)8月21日(金)午後7時
所 都庁第一本庁舎大会議場※詳しくは東京都都市整備局ホームページをご覧ください。
人 各100人程度(会場先着順)
申 当日直接会場へ。
問 ○計画原案の縦覧、公述申出、公聴会について
東京都都市整備局都市計画課
☎5388-3225

○計画原案の縦覧について
港区都市計画課都市計画係
☎3578-2215

マンション実態調査へのご協力をお願い

区内のマンションを対象に、建物概要や管理状況、居住者の意識等を把握するため、マンション実態調査を実施します。7月中旬から、アンケート用紙を郵送しますのでご回答をお願いします。また、調査員が訪問する場合があります。
問 住宅課住宅支援係
☎3578-2223、2346

令和2年度第5回港区男女平等参画推進会議

対 傍聴を希望する人はどなたでも
時 7月21日(火)午後2時30分~4時30分
所 区役所9階911会議室
申 傍聴または保育(4カ月~就学前、3人程度)を希望する人は、電話で、7月8日(水)までに、総務課人権・男女平等参画係へ。
☎3578-2014

人権擁護委員を紹介します

人権擁護委員は、皆さんの人権が

夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶
診療時間 □は午前9時~午後5時
診療時間 ★は午後5時~午後10時

小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月~金曜:午後7時~10時 土曜:午後5時~10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--------------------------------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------------------------

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

7月5日(日)	おりつこどもクリニック(小)	北青山3-5-4 青山高野ビル5階	6721-1188
	古川橋病院(内)	南麻布2-10-21	3453-5011
	富田歯科医院(歯)	北青山2-12-28 青山ビル2階	3402-2222
	★おかだスマイルクリニック(内・外)	浜松町2-3-1 日本生命浜松町クレアタワー4階	6809-1725
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	【#7119】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/

電話相談	小児救急電話相談	月~金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時~翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時~翌朝8時	【#8000】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	----------------------------------------------------	----------------------------------------------------

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時~午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915			
7月5日(日)	調剤薬局ツルハドラッグ白金台店	白金台3-15-6 マスレンビル1階	5789-9175

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時~午前0時 ☎090-3690-3102

障害者歯科診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	7月11日(土) 午前9時30分~午後0時30分	【完全予約制】平日午前9時~午後5時 受付 ☎6400-0084 FAX3455-4460 健康推進課地域保健係
		7月18日(土) 午後1時30分~4時30分	

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前8時30分~午後5時の受け付けとなります。

侵害されないよう見守り、人権に関する相談に応じることや、正しい人権思想の普及・向上に努めています。
港区人権擁護委員(敬称略)

小林 元子	藤本 和子
面川 典子	唐木 善孝
水野 伸子	渡邊 好美
関谷 理記	竹内 陽治
村田 彰子	佐藤 せつ子

☎ 総務課人権・男女平等参画係
 ☎3578-2027

変更・休止情報等

コンビニ交付サービスの利用休止

システムメンテナンスのため、コンビニエンスストアでの各種証明書交付サービスは利用できません。

☎ 7月23日(木・祝)～26日(日)終日
 ☎ 各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室 ☎欄外参照

指定管理者公募

港区立みなと図書館

公募要項配布期間 7月8日(水)～8月4日(火)
 指定期間 令和4年4月1日～令和6年

3月31日
公募要項配布場所
 図書文化財課(みなと図書館)で配布する他、港区ホームページまたは港区立図書館ホームページ
<http://www.lib.city.minato.tokyo.jp/>
 からダウンロードもできます。
 ☎ 図書文化財課庶務係
 ☎3437-6910

区民保養施設利用案内

大平台みなと荘・熱川プリンスホテル

大平台みなと荘および熱川プリンスホテルのご利用に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえながら対応を検討します。

9月利用分抽選申し込み

対象 区民
申し込み 専用はがきを郵送で、7月12日(日・必着)までに、JTBみなと予約センターへ。専用はがきは、各総合支所・各区民センター・地域振興課(区役所3階)・JTB浜松町店・JTB赤坂見附店にあります。または、区民保養施設予約システムで7月18

日(土)までに申し込みください。抽選結果は7月末にご自宅に送ります。
 ※JTB浜松町店は7月23日(木・祝)、赤坂見附店は8月7日(金)に店舗を閉鎖します。7月27日(月)からは、JTB虎ノ門店で専用はがきや利用案内等を配布します。

空き室申し込み

対象 区民・在勤者
申し込み 利用希望日の1カ月前の同日から予約システム、またはJTBみなと予約センターで申込順に受け付けます。

利用者登録

利用申し込みには利用者登録が必要です。抽選申し込みの専用はがきで登録できます。

熱川プリンスホテルの利用可能な部屋数を増やしました

区が借り上げた客室分のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で利用休止期間中に区民・在勤者が利用できなかった分を、当初の借上客室に上乗せして利用できるようにします。客室数の上乗せは、9月利用分から1日当たり3室を上限に行います。各日の利用可能部屋数は、区民保養施設予約システムまたはJTBみなと予約センターでご確認ください。

臨時休館のお知らせ

大平台みなと荘は定期点検のため、7月1・2日(水・木)は休業します。熱川プリンスホテルは定期点検のため、7月7日(火)～9日(木)、9月29・30日(火・水)は休業します。

問い合わせ

○登録・利用・申し込み
 JTBみなと予約センター
 午前10時～午後6時30分(土・日曜、祝日を除く) ☎5434-7644
 区民保養施設予約システム
 午前5時～午前0時
<https://hoyo.city.minato.tokyo.jp/hoyo/>
 ○区民保養施設事業について
 みなとコール ☎5472-3710

担当課 地域振興課地域振興係

がん治療と仕事の両立
働きながら病気の治療を受けるときのコツ

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と暮らしのバランス)」という言葉はよく聞きますが、近年「仕事と治療のバランス」も注目されていることをご存じでしょうか。

仕事は収入の糧であるだけでなく、私たちに生きがいや満足をもたらしてくれます。病気になっても治療を受けながら仕事を続ける人は多く、がんも例外ではありません。

日本人の2人に1人は人生のどこかでがんを診断されますから、がんはとても身近な病気です。かつては「不治の病」と見なされていたがんも、治療の進歩により、今は「長くつきあう慢性病」に変化しつつあります。

とはいえ、がんを診断されると誰でも驚きます。まずは、大きく深呼吸をしてみましょう。一番大事な

は、慌てないことです。治療をしながら仕事を続けようとするとき、実践できる大切なポイントを3つご紹介します。

(1) 今、自分が持っている権利を確認しましょう

多くの事業場には、労働条件や社内の規律を定めた就業規則というルールがあります。普段隅から隅まで読むことは少ないため、病気になったときの休暇や給与の決まりごとをよく知らない人がほとんどです。社員としての自分の権利を、まず確認しましょう。分かりにくいようなら、上司や人事労務担当者に問い合わせしてみましょう。

(2) 職場に状況を説明して理解を得ましょう

おおよその治療スケジュールや予想される副作用等を、職場に説明し

ましょう。この先2～3カ月の見通しで十分です。状況が分かれば、上司や人事も一緒に対応を考えやすくなります。「職場に正直に病気を伝えても大丈夫だろうか」という心配もあるでしょう。もし今までとまったく同じように働けるなら、伝える必要はないかもしれません。ただ、病気のために休暇が必要になったり、一時的にせよ何か配慮が欲しい場合には、信頼できる職場関係者に相談しておいた方が、長い目で見れば楽かもしれません。職場内で病気を知らせる人の範囲も考えておくとい良いでしょう。

(3) できないことだけでなく、できることを考えましょう

体力が落ちているときでも、無理なくできる仕事もあります。状況に応じて職場に貢献する方法を考えてみましょう。

この10年ほどの間に、病気を治療しながら仕事が続けられるよう、職場や医療機関の取り組みが進んできました。もし勤務先に産業医や産業看護職がいたら、ぜひ相談してみま

しょう。また、病院には患者さんの困りごとの相談窓口があり、医療機関によっては働く患者さんに対応する専門職も配備しています。院内のどこで相談できるのか、スタッフに場所を聞いてみましょう。

がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」でも、看護師、医療ソーシャルワーカー、社会保険労務士が電話や対面の相談に応じています。ぜひご利用ください。当施設について詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページ
<https://www.minato-hpccsc.jp/>
 をご覧ください。

相談専用電話番号 ☎6450-3387

がん治療と仕事の両立に役立つ資料
 がんと仕事のQ&A第3版は、国立がん研究センター「がん情報サービス」から無料で閲覧・ダウンロードできます。

<https://ganjoho.jp/>

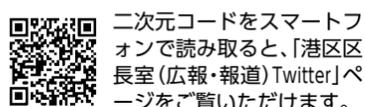
問い合わせ

がん在宅緩和ケア支援センター
 ☎6450-3421 FAX6450-3583

港区区長室(広報・報道)
Twitter(ツイッター)を
フォローしてください

区の最新情報や新型コロナウイルス感染症に関すること等、区民の皆さんの暮らしに役立つ情報を随時投稿しています。

ユーザー名は@minatokohoです。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「港区区長室(広報・報道)Twitter」ページをご覧ください。

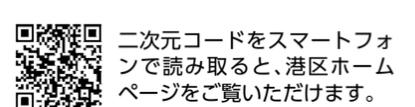
問い合わせ

区長室広報戦略担当 ☎3578-2359

新型コロナウイルス感染症に関する
区の最新情報は
港区ホームページをご覧ください

区は、港区ホームページ内「新型コロナウイルス感染症について」のページを毎日更新して情報発信をしています。

また、港区ホームページの画面右下に表示されている「相談チャット」は、24時間いつでも新型コロナウイルスに関する質問にお答えしています。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

区長室広報係 ☎3578-2036

熱中症にご注意ください

熱中症の予防には、こまめな水分補給が大切です。汗をかいたときは、適度な塩分の補給も必要です。持病のある人は、水分等の取り方について主治医と相談しましょう。

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

緊急雇用対策として、港区会計年度任用職員を募集しています

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化した経済・雇用情勢の影響を踏まえ、区は緊急雇用対策として、会計年度任用職員の募集をしています。

対象 区内在住・在勤・在学者(令和2年2月1日現在区内に在学・在勤していた人に限る)のうち、次のいずれかに該当する人

- 企業等から採用内定を取り消された人
- 会社都合によって離職(倒産等を含む)し、現に就職していない人
- 会社都合によって一時的に勤務できなくなった人(学生・アルバイトを含む)

募集人数 30人

募集職種 一般事務補助員(データ入力、電話対応、資料作成等)、一般作業補助員(清掃収集作業)

任用期間 採用後～令和3年3月31日

勤務日数 週5日(土・日曜、祝日を除く)

※週4日以下は要相談

勤務時間 1日7時間

勤務地 区内のいずれか

選考方法 書類選考および面接

報酬 時給1101円(一般事務補助員の場合)、日給8616円(一般作業補助員の場合)

※期末手当・交通費(上限5万5000円)支給

※健康保険、厚生年金保険等の加入適用

申込方法 郵送で、以下の書類を同封の上、封筒表面に「緊急雇用申込」と朱書きし、人事課人事係へ。

※申し込みは随時受け付けます。

※区が郵送料を負担します。詳しくは、2面をご覧ください。

必要書類

- 履歴書
- 採用取消または離職したことが分かる書類

※採用取消の場合、内定通知および採用取消になったことが分かる書類等

※離職の場合、離職票および会社都合で離職したことが分かる書類等

送付先・問い合わせ

〒105-8511 港区役所人事課人事係 ☎3578-2108 FAX3578-2129

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」のご案内

みなと保健所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、さまざまな取り組みを実施しています。4月末からは、心の不調について相談できる心の相談窓口を、みなと保健所に開設しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛等が続き、区民の皆さんから新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するストレスや不眠等の相談がみなと保健所に多く寄せられています。

相談内容の例

感染に対する不安・焦燥感 病院に行けない、外に出るのが怖い、歩いている人が感染者に見える等
報道に基づく疲労感 新型コロナウイルスの怖い映像や情報で不安、専門家の言うことが怖くて眠れない等
今後の生活についての不安 新型コロナウイルス感染症のことを考えると不安が募る、家に居続けると憂うつになる等

一人で抱えこまず、つらい気持ちをお話ください

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」では、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が、新型コロナウイルスに起因する精神的な不安等の相談をお受けします。また、必要な人には継続的に支援ができるよう、関係機関へおつなぎしています。

港区新型コロナ ころのサポートダイヤル

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 平日(月～金)の午前9時～午後5時 ☎5333-3808

実施期間 7月末まで

※8月以降は感染状況等を見極めて継続を検討します。

問い合わせ

健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

帰国者・接触者電話相談センター

以下のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人(基礎疾患のある人)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の人で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず)

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター

とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時

※土・日曜、祝日は、終日対応しています。 ☎5320-4592

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

聴覚障害がある人等の相談窓口 FAX3455-4460

東京都電話相談窓口(コールセンター)
とき 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)

対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口 FAX5388-1396

厚生労働省電話相談窓口
とき 午前9時～午後9時

※土・日曜、祝日も対応しています。 ☎0120-565653(フリーダイヤル)

問い合わせ

防災課危機管理担当 ☎3578-2515
保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

MINATO CITY LOCAL HISTORY MUSEUM

郷土歴史館

ようこそ

特別展「1964年東京オリンピックと都市の交通 -今に生きるオリンピック・レガシー-」を開催します

とき 7月18日(土)～9月22日(火・祝)

費用 特別展のみ 大人400円、高校生以下200円
常設展とのセット券 大人:600円、高校生以下:200円

※未就学児または区内在住の65歳以上の人および区内在住の障害のある人、区内在住・在学の小・中学生、高校生は無料です(住所や年齢等を証明できるものをお持ちください)。

ところ 郷土歴史館特別展示室

半世紀余り前の東京1964オリンピックは、さまざまなレガシー(遺産)を残しました。

大会競技では日本が歴代最多の16個の金メダル(その後、アテネオリンピックが並ぶ)を獲得する等、その後のわが国のスポーツの振興に決定的な役割を果たしました。

また、駅構内等いろいろな場面で目にするピクトグラム(絵文字)は、世界からの訪日客が言語を問わず目的地に移動できるようにするため、東京1964オリンピックの際に本格的に導入され、普及に至りました。

このように、オリンピックの影響はスポーツ界のみならず、社会全体にまで広く及んでいきます。特に東京1964オリンピックでは、総額約1兆円(関連経費を含む)といわれる経費のうち、実にその8割以上が交通インフラの整備に費やされました。

そこで本展では、東京1964オリンピックと、その開催に合わせて整備され現在まで都市の生活を支えている交通インフラに関する資料を紹介し、東京1964オリンピックがその後の東京や港区に与えた影響について考えます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、展示が中止または延期となる可能性があります。

1964年東京オリンピック 聖火リレー走者 ランニングシャツ

所在地 港区白金台4-6-2ゆかしの杜内 ☎6450-2107 FAX6450-2137

開館時間 午前9時～午後5時(土曜のみ午前9時～午後8時)

ホームページ <https://www.minato-rekishi.com/>

休館日 毎月第3木曜(第3木曜が祝日等の場合は開館し、その前日の水曜に休館)、年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理期間

港区の人口

令和2年6月1日現在

総人口

26万1,942人

(前月比297人減)

出生等 276人	死亡等 266人
転入 1,351人	転出 1,658人

日本人 24万1,633人 (前月比162人減)	
男 11万3,029人	女 12万8,604人
外国人 2万309人 (前月比135人減)	
男 1万644人	女 9,665人

世帯数 14万8,830世帯 (前月比281世帯減)	
日本人世帯数 13万4,481世帯 (前月比186世帯減)	
外国人世帯数 1万1,017世帯 (前月比109世帯減)	
複数国籍世帯数 3,332世帯 (前月比14世帯増)	